

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税課税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、個人住民税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇都宮市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年4月11日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム4									
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)								
②システムの機能	<p>1 庁内連携機能 (1) 各業務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する。 (2) 各業務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等で、連携用テーブルを修正する。</p> <p>2 情報照会機能 各業務システムにおいて、他システムの情報が必要な場合に、他システムの連携テーブルを参照する。</p> <p>3 中間サーバ連携機能 (1) 統合DBから、特定個人情報を出し、中間サーバに連携する。 (2) 業務システムから受信した「他団体への情報照会依頼」を、中間サーバに連携する。 (3) 中間サーバから「他団体からの情報提供内容」を取得する。</p> <p>4 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ)								
システム5									
①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号採番機能 業務システムからの要求に応じて、団体内統合宛名番号を採番し、業務システム及び中間サーバに返却する。</p> <p>2 番号管理情報更新機能 住基情報、住登外情報が更新された際に、団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号(業務)の紐付け情報を更新する。</p> <p>3 中間サーバ連携機能 中間サーバ又は中間サーバ接続端末からの要求に応じて、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。</p> <p>4 既存システム連携機能 既存システムからの要求に応じて、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。</p> <p>5 既存システム連携機能(番号情報) 既存システムからの要求に応じて又は番号管理情報の変更の際に、宛名番号(業務)に紐付く個人番号又は団体内統合宛名番号を返却する。</p> <p>6 番号情報表示機能(番号の紐付け情報の検索、表示) 業務システムで団体内統合宛名番号を保持しない又はシステム化されていない業務向けに、番号の紐付け情報を検索、表示する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人住民税の賦課にあたり、提出された申告等情報と課税対象者を紐付けることができ、本人特定や複数の申告等情報を合算することが正確に行えるようになる。また、住登外課税を行う場合、本市において個人住民税を賦課した旨を住民登録のある他自治体へ通知するためにも必要となる。
②実現が期待されるメリット	<p>① 個人番号を含んだ多種多様な申告等情報を電子情報管理することにより、他市町村への資料回送又は他市町村からの資料回送が正確かつ効率的に実現可能となり、また課税対象者の錯誤による課税ミスを防止することが期待できる。また、本市で住登外課税した場合に住民登録のある市町村でも課税される二重課税を確実に防止できる。</p> <p>② 庁内他課へのデータ移転、他の行政機関等への情報提供も効率的かつ確実になされ、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることが期待できる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第1項 別表の24の項 ・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項(別紙1参照)</p> <p>2 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48の項)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	理財部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(備考)

- ① 住民基本台帳システム等の情報を共通基盤システム(庁内連携システム)に格納する。
- ② 団体内統合宛名システムで登録・更新した住登外者の情報を共通基盤システム(庁内連携システム)に格納する。
- ③ 共通基盤システム(庁内連携システム)の住民基本台帳情報及び住登外者の情報を市税システム(税宛名管理)に格納する。
- ④ 市税システム(税宛名管理)の情報を元に、市税システム(個人住民税)に対象者情報を作成する。
- ⑤ 各事務システムから生活保護情報、障害者福祉情報や健康保険税・介護保険料情報など、適正な課税を行う上で必要な情報を抽出し取得している。
- ⑥ 申告等情報の受理。収集した申告等情報を電子データ化し、住基情報等を元に作成された課税対象者と紐付けする。
- ⑦ 必要に応じて情報元に税務調査を実施する。調査により住登外課税者が判明した場合は、②の処理を行う。
- ⑧ 税務調査の結果、他自治体の課税対象者と判明した場合は、該当自治体へ資料を回送する。
- ⑨ 申告等情報を統合して個人住民税課税ファイルを作成または更正する。新規課税または税額更正となった納税義務者、特別徴収義務者、年金特徴を実施する年金支払者にそれぞれ税額決定または税額変更を通知する。
- ⑩ 作成または更正された個人住民税課税ファイルを納税部門へ渡す。
- ⑪ 個人住民税課税ファイルの副本を作成するとともに、所得情報を中間サーバへ格納し、さらに各事務システムへ提供又は移転する。
- ⑫ 情報提供ネットワークシステムを介して、本市の課税対象者の所得情報を他自治体へ提供する。また、必要に応じて他自治体に生活保護情報や扶養親族の所得情報などの照会を行う。
- ⑬ 課税対象者からの課税証明や所得証明などの発行申請を受け付け、各種証明書の発行を行う。
- ⑭ 担税力に乏しいと思われる納税義務者より減免の申請を受け付け、審査後に決定又は却下の通知を行う。
- ⑮ 特別徴収義務者より特別徴収納税義務者の異動(就退職や転勤など)があった場合、各種異動届の提出を受ける。
- ⑯ 課税対象者からの課税証明や所得証明などの発行申請をコンビニで受け付け、各種証明書の発行を行う。
- ⑰ 課税資料をデータ及びスキヤニングにより、イメージデータを作成する。
- ⑱ 住登外者について、住民基本台帳ネットワークシステムへ本人確認情報を照会する。(個人番号又は4情報)
- ⑲ ⑱で照会した結果データを受領する。
- ⑳ 扶養是正等情報を税務署へ提供する。
- ㉑ 收受したe-Tax確定申告書についてデータ引継機能を利用し、税務署(国税庁)へ送信する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民, 住登外課税者及び課税調査対象者
その必要性	税の公平・公正な賦課, 徴収を行う上で, 必要な範囲の特定個人情報を保有している。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号: 納税義務者を正確に特定するため。 ② その他識別情報(内部番号): 納税義務者を正確に特定するため。 ③ 4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所): 納税義務者を正確に特定するため。 ④ 連絡先(電話番号等): 本人への連絡などに使用するため。 ⑤ その他住民票関係情報: 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。 ⑥ 国税関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑦ 地方税関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑧ 生活保護・社会福祉関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑨ 障害者福祉関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑩ 年金関係情報: 年金からの特別徴収税額を決定するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	理財部 市民税課

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>① 賦課資料に基づく当初課税及び異動更正処理事務 ② 所得控除情報, 扶養情報, 住登外課税者等の調査・照会事務</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>個人住民税の賦課決定を行うため, 本人からの申告書等の内容と, 他市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報との突合を行う。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>個人住民税の推移等の統計は行うが, 特定の個人を判別しうるような情報の統計や情報の分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>地方税関係情報により個人住民税の賦課決定を行う。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1	
①委託内容 宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	
対象となる本人の数	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の範囲 ※	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
その妥当性	・システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 ・専門的ノウハウを有する者が管理することにより、計算ミス等による課税ミス等を防止し、正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (入退室管理された市役所の情報システム室内にて、システムを直接操作する)
⑤委託先名の確認方法	宇都宮市入札制度合理化対策実施要領に基づき、入札結果を公表する。
⑥委託先名	日本電気株式会社 宇都宮支店
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	委託先から提出された再委託承認申請に基づき、再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断した上で、再委託を承諾している。
⑨再委託事項	システム改修に係る要件定義、設計、プログラム製造、テスト作業
委託事項2～5	
委託事項2	
申告等情報データ入力業務	
①委託内容 当初賦課決定における市税システム(個人住民税)への申告等情報の入力事務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	
対象となる本人の数	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の範囲 ※	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
その妥当性	「Ⅱ.2. ③対象となる本人の範囲」の中で、給与支払者・年金支払者および住民から提出される申告等情報が紙ベースで提出された者 本市では申告等情報の全てを電子データ管理しており、紙媒体で提出のあった当初賦課資料について、システムに取り込むにあたり電子データ化が必要なため。

委託事項4		課税ファイリングシステムの保守業務	
①委託内容		課税ファイリングシステムの保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	給与支払者・年金支払者および住民から提出される申告等情報が提出された者	
	その妥当性	本市では、課税資料の全てを電子画像データ化管理しており、専門的ノウハウを有する者が保守・管理することにより、紛失資料等による課税ミス等を防止するため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市民税課内で、システムを直接操作する。)	
⑤委託先名の確認方法		宇都宮市入札制度合理化対策実施要領に基づき、入札結果を公表する。	
⑥委託先名		株式会社 ジェイエスキューブ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
委託事項16			
①委託内容			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	[]	
	その妥当性	[]	
③委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙	

		四 〇	
		その妥当性	[]
③委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		[]	
⑥委託先名			
再委託	⑦再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項19			
①委託内容			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	[]	
	その妥当性	[]	
③委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		[]	
⑥委託先名			
再委託	⑦再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項20			
①委託内容			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (72) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (25) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令における地方税関係情報
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる各事務(別紙1参照)
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令における地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号, 地方税法第317条
②提供先における用途	国税の賦課に関する事務
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令における地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度, 扶養是正情報(年2回), 確定申告書を収受した都度(申告受付期間に限る)

提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条10号, 地方税法第294条第3項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	本市で課税しない者に係る給与支払報告書・公的年金支払書・申告書, 地方税法第294条第3項に基づく通知
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市で課税しない者、本市で住民登録外課税する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (国税連携(団体間回送システム))
⑦時期・頻度	随時
提供先4	特別徴収義務者(給与支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号, 地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与支払者が, 個人住民税の給与特別徴収を行うための税額を把握するため
③提供する情報	給与特別徴収対象者の氏名, 住所, 個人住民税額, 個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特別徴収による納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (eLTAXIによる送付)
⑦時期・頻度	年1回(5月:当初課税分), 月1回(更正分)

提供先5	特別徴収義務者(公的年金等年金支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号, 地方税法第321条の7の5第1項, 第321条の7の7第2項
②提供先における用途	公的年金等の年金保険者が年金所得に係る年金特別徴収を実施するための税額を把握する。
③提供する情報	年金特別徴収対象者の氏名, 住所, 個人住民税額, 個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収による納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAXIによる送付)
⑦時期・頻度	年1回(7月:当初課税分), 月1回(更正分)
提供先6～10	
提供先6	県税事務所
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項, 地方税法第20条の11
②提供先における用途	県税の賦課徴収のため
③提供する情報	調査対象者の課税状況
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	調査対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (市民税課内において税情報を閲覧する。)
⑦時期・頻度	随時

提供先7	教育委員会事務局 学校管理課
①法令上の根拠	学校教育法第19条, 宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第3の1の項, 宇都宮市就学援助費交付規則, 宇都宮市就学援助費事務処理要綱
②提供先における用途	就学援助費の認定事務
③提供する情報	各所得情報, 扶養情報などの個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)で, 就学援助受給申請書を提出した本人及び申請書に記載してある家族(生計同一者)
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁内連携システムによる提供)
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初認定分) 随時
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	子ども部 子ども政策課, 子ども支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表8の項
②移転先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親の認定, 養育里親の登録, 療育の給付, 障害児入所給付費, 高額障害児入所給付費, 特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給, 医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施, 負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)で, 小児慢性特定疾病医療費助成受給申請を提出した本人及び同世帯の家族及び養育医療受給申請を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時

移転先2～5	
移転先2	子ども部 保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供, 保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="width: 45%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 支給認定申請書を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
移転先3	子ども部 子ども支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表10の項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人未満]</div> <div style="width: 45%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 助産施設入所申請を提出した本人及び同世帯の家族及び配偶者のない母で, その者が監護する児童の福祉に欠ける場合, 面接により, その状況を調査し, 入所が適当と認めるとき保護を実施をする母子本人
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時

移転先4	保健福祉部 保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14の項, 宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表第2の15の項
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施, 給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 60歳以上で市民税非課税世帯に属する者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
移転先5	保健福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の21の項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人未満]</div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 障害者支援施設等への入所等の措置が必要な本人及び同世帯の家族(児童福祉法に規定する障がい児の場合:保護者の属する住民基本台帳での世帯, 障害者基本法に規定する障がい者の場合:障がい者本人及びその配偶者)
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時

移転先8	都市整備部 住宅政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表27の項, 宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表第2の18の項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市営住宅入居者(名義人)及び同居者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
移転先9	保健福祉部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の44の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時

移転先10	保健福祉部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の46の項
②移転先における用途	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給, 保険料その他徴収金の徴収, 基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, ①国民年金の老齢基礎年金請求書を提出した人の配偶者, 遺族基礎年金請求書及び寡婦年金請求書又は障害基礎年金所得状況届を提出した本人 ②国民年金保険料免除・納付猶予申請書を提出した本人及び同世帯の家族 ③国民年金保険料学生納付特例申請書を提出した本人
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
移転先11～15	
移転先11	保健福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の51の項
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 障害者支援施設等への入所等の措置が必要な本人及び同世帯の家族(児童福祉法に規定する障がい児の場合:保護者の属する住民基本台帳での世帯, 障害者基本法に規定する障がい者の場合:障がい者本人及びその配偶者)
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時

移転先12	都市整備部 住宅政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の52の項, 宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表第2の20の項
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市営住宅入居者(名義人)及び同居者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
移転先13	子ども部 子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の56の項
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 障害者支援施設等への入所等の措置が必要な本人及び同世帯の家族(児童福祉法に規定する障がい児の場合:保護者の属する住民基本台帳での世帯, 障害者基本法に規定する障がい者の場合:障がい者本人及びその配偶者)
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時

移転先14	保健福祉部 高齢福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の61の項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福祉事務所長により老人措置の決定を受けている養護老人ホーム等の入所者及びその扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
移転先15	子ども部 子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の63の項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 母子父子寡婦福祉資金申請を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時

移転先16～20	
移転先16	子ども部 子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の65の項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 自立支援給付金受給申請を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
移転先17	子ども部 子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の66の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 特別児童扶養手当受給申請を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時

移転先18	保健福祉部 障がい福祉課・子ども部 子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の67の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 障害児福祉手当, 特別障害者手当及び経過的福祉手当受給申請を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
移転先19	子ども部 子ども支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の70の項
②移転先における用途	母子保健法による保健指導, 新生児の訪問指導, 健康診査, 妊娠の届出, 母子健康手帳の交付, 妊産婦の訪問指導, 低体重児の届出, 未熟児の訪問指導, 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 養育医療給付申請を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時

<p>③消去方法</p>	<p>1 本市における措置 宇都宮市情報セキュリティ基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>(1) 不要となった情報資産を廃棄しようとするときは、無意味なデータを上書き又は記録媒体の物理的破壊により完全に消去し、当該記録媒体上の情報が復元できない状態にした上で廃棄している。</p> <p>(2) 廃棄を行う場合、廃棄する情報資産の内容、廃棄日時、担当者名及び廃棄方法を記録した上でを行っている。</p> <p>(3) 市税システム(個人住民税)内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。</p> <p>(4) 紙媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後、本市の文書管理規定に基づき廃棄する。</p> <p>(5) 電子記録媒体で提出された申告等情報や特定個人情報のデータは、復元できないよう媒体を物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>(2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>3 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置 証明書コンビニ交付システムでは、最新情報のみを保管するようにシステムを制御しているため、削除された税情報については、自動的に消去される。</p> <p>4 ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>(1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>(2) クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。</p> <p>(3) 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>
<p>7. 備考</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1 住民からの入手 (1) 住民からの申告等情報入手の際は、申告書に本人の住所・氏名(漢字・カナ)・生年月日を記入してもらう。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。 (2) 住民からの情報入手に当たっては、対象以外の情報を入力することのないよう、本人の個人番号カード又は通知カード及び番号法、番号法施行令(平成26年政令第155号)及び番号法施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)に定めるもの(以下「身分証明書等」という。)の確認を厳格に行う。なお、申告者が代理人であっても、当該申告書等に記入する内容が申告者本人の情報であることを事前に確認する。 (3) 給与支払報告書等本人以外より提出のあった申告等情報や他市町村から回送された申告等情報について、当市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断している。なお、課税対象情報と紐付かない者は、調査を行い、他自治体での課税対象者と判明した場合は速やかに資料を回送する。(資料の紛失等回避のため、回送の履歴としてイメージファイリングシステムで画像資料を残している。)</p> <p>2 eLTAX・国税連携システムからの入手 本市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断している。課税対象情報と紐付かない者は、調査を行い、他市町村での課税対象者と判明した場合は速やかに他市町村へ回送する。(資料の紛失等回避のため、回送の履歴をシステム内に記録するとともに、イメージファイリングシステムで画像資料を残している。)</p> <p>3 他部署からの入手 対象者の処理番号及び氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達し、別人と誤ることの無いよう一意性を確保した照会・回答を行う。</p> <p>4 他市町村からの入手 住登外課税者を課税した場合の通知(地方税法第294条第3項通知)の記載内容と対象者情報を照合し、一意性に疑問がある場合は、通知元市町村への問い合わせにより確認する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1 住民からの入手 (1) 住民からの申告情報の入手については、賦課に必要な情報のみを記入する様式にしており、必要な情報以外は入手しないようにしている。 (2) 窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、届出又は申請人が誤って不要な情報を記載することがないようにしている。 (3) 住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出させることで必要な情報以外の情報を入手しないようにしている。</p> <p>2 eLTAX・国税連携システムからの入手 住民がeLTAX・国税連携システムを利用する場合、賦課に必要な情報のみを入力する様式にしており、必要な情報以外は入手しないようになっている。</p> <p>3 他部署からの入手 (1) 研修等により、業務に不要な個人情報の入手に関して徹底周知を行う。 (2) 書面により照会又は回答を行う場合は、不要な情報を照会又は回答しないよう、その都度決裁により確認する。</p> <p>4 他市町村からの入手 適正な書式を使用して、不要な情報を照会又は回答しないよう、その都度決裁により確認する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民からの申告等情報は、賦課の資料となる旨を説明した上で取得している。 ② 電子データで提出される申告等情報は、eLTAX・国税連携システムの専用回線を介して入手している。 ③ 紙媒体や電子記録媒体により提出又は回送される申告等情報は、市民税課を郵送先としている。また、申告書を配布する際には、予め提出先を印刷した返信用封筒を同封している。 ④ 庁内又は他市町村から情報を入手する際、番号法に規定された事務を行う者以外は情報照会できない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民からの情報入手の際は、身分証明書等の提示により本人確認を行う。 ② 窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認を行う。 ③ 住民以外から提出される申告等情報は、情報元(別紙1参照)が本人に個人番号および4情報の確認を行う。内容に不備等がある場合には、情報元に確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 提出された申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号に突合せすることで、個人番号の真正性の確認を行う。 ② 住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、個人番号又は4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 入手した情報は、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ② 事務処理を行った際は、別の職員が確認リスト等を用いて処理内容を確認することで誤処理等を防止する。 ③ 正確性に疑義が生じた場合は証明書等の添付や各機関への照会、あるいは税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 受付窓口には衝立を設置し、隣席から提出書類等が見えないようにしている。また、待合スペースからは適当な距離を確保している。 ② 紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して保管庫で施錠管理している。 ③ eLTAX・国税連携システムによる申告等情報は、専用回線を介して入手している。システム用端末は、未使用時には保管庫で施錠管理するとともに、ログインIDとパスワードを設定している。 ④ 電子記録媒体等の外部媒体は、保管庫で施錠管理し、利用時には利用簿へ記載して管理者の許可を得てから利用している。また、媒体にパスワードを設定して容易に内容を開封できないようにしている。 ⑤ 業務端末は、外部との接続をしていない。また、『宇都宮市情報セキュリティ対策基準』に基づき外部記録媒体の接続を制限しているため、データの持ち出しはできない。さらに、業務端末における操作については職員ごとに付与されたIDに紐づくアクセスログが記録されている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システムにおいては、番号法及び関係主務省令で定められた事務の担当部署以外から特定個人情報へのアクセスができないよう、アクセス制限を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>① 各システムにおいて権限の管理を行っており、市税システム(個人住民税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないように制御している。</p> <p>② 特定個人情報の連携については、情報提供ネットワークシステムへの地方税関係情報を照会する場合の処理に限定する。また、市税システム(個人住民税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>1 ユーザの認証方法</p> <p>① 業務端末から市税システム(個人住民税)を利用する際、ユーザID(職員番号)と生体認証(指静脈)による二要素認証を行い、認証後は利用機能の認可機能により、システム上で利用可能な機能を制限することで、利用を許可された者以外の不正利用が行えないよう制限している。</p> <p>② システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p>2 なりすましが行われなかったための対策</p> <p>生体認証(指静脈)により、システムへログインすることでなりすましによる利用を完全に排除している。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>(1) 発効管理</p> <p>所属長の許可を得た上で情報システム管理部門に依頼を行い、情報システム管理部門にてその必要性を十分確認した上で必要なアクセス権限を個人単位で付与している。</p> <p>(2) 失効管理</p> <p>① 職員等は、業務上必要がなくなった場合は、ユーザ登録を抹消するようにしている。</p> <p>② 利用者抹消(異動、退職等)に伴うユーザIDの取扱いについて、人事部門から随時情報提供を受けて、確実な失効を行っている。</p> <p>③ 大量異動が行われる年度初めに、全てのユーザIDのチェックを行い、不要なユーザIDの失効を行っている。</p>
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>(1) 発効管理</p> <p>所属長の許可を得た上で情報システム管理部門に依頼を行い、情報システム管理部門にてその必要性を十分確認した上で必要なアクセス権限を個人単位で付与している。</p> <p>(2) 失効管理</p> <p>① 職員等は、業務上必要がなくなった場合は、ユーザ登録を抹消するようにしている。</p> <p>② 利用者抹消(異動、退職等)に伴うユーザIDの取扱いについて、人事部門から随時情報提供を受けて、確実な失効を行っている。</p> <p>③ 大量異動が行われる年度初めに、全てのユーザIDのチェックを行い、不要なユーザIDの失効を行っている。</p>

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>① 情報システムの運用において実施した作業について、参照・更新履歴を記録している。 ② 各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録(利用者、端末、操作日時、操作内容等)を取得し、一定期間保存している。 ③ アクセス記録等が詐取、改ざん、誤消去等されないように、操作権限は必要最低限の人数にしか与えないなどの必要な措置を講じている。 ④ 個人を特定した検索および特定後の異動処理や帳票の印刷などの操作ログの記録を行っている。 ⑤ 記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。</p>	
その他の措置の内容	<p>① 登録された端末以外からは、システムにアクセスできない仕組みとしている。 ② 端末については、アクセス権限が付与された職員以外の不正アクセスの対策として、一定時間の離席の際に、自動ログオフを設定している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>1 教育・啓発 (1) 各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得及び意識レベルの向上を目的とした研修を実施している。 (2) 毎年度、異動者(管理職を含む)及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 (3) 業務外での使用禁止を指導徹底している。 (4) 定期的に情報セキュリティに関する自己点検を行っている。 (5) 他市町村等での類似の事象が発生・報道された際には随時周知を行い注意喚起している。</p> <p>2 違反行為を行った職員に対する措置 違反行為を行った者に対して、個人情報の保護に関する法律第8章(罰則)規定及びその違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>① 業務上で必要なファイルの複製は、持出操作ができないようシステム上制御している。 ② 業務端末では外部記憶装置を使用しないよう周知して運用している。 ③ 委託契約上、委託先による特定個人情報の無断複製を禁止している。 ④ eLTAX・国税連携システムにおいては、電子記録媒体等の外部媒体へのデータの書き出しは、所定の申請・許可手続きにより実施している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <p>① 一定時間操作がない場合、端末にロックがかかり、再度認証を行わなければ画面表示、操作を不可とすることで、長時間にわたる特定個人情報等を表示させない。 ② 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置くとともに、覗き見防止フィルターにより担当職員外からの覗き見を制限している。</p>		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	① 業者選定に際しては、本市の入札参加有資格者名簿掲載業者であることを原則とし、同等業務の履行実績の有無、確認を行い、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 ② 契約時には個人情報等の保護に係る誓約書、業務従事者届、業務従事者の経歴書、業務従事者からの秘密保持に関する誓約書、実施体制図の提出、セキュリティ等に関する社員教育の実施状況の確認を義務付けている。 ③ 委託契約書に個人情報保護に関する規定を設けることで確実な業務履行を担保している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	① 業務従事者届等の提出時に、委託先と協議を行い適正な従事者数を定める。 ② 情報システム室の入室に係る情報システム管理部門への事前登録は、必要最低限の人数としている。 ③ 閲覧・更新の操作ログを取得し、不正な使用がないことの確認ができるようにしている。 ④ 委託先による閲覧・更新は、本市の許可なく行うことはできない。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	① システムにおいて個人番号に係る操作ログを全て記録し、7年間保管している。 ② 不具合データの調査など、システムによるログの自動取得ができない作業については、作業証跡の記録を行う。また、作業終了後に、作業概要と作業者についての報告書を提出させて確認を行う。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他個人情報の保護に関する法令等に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他個人情報の保護に関する法令等に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 ① 個人情報を保有している場合、契約期間終了後若しくは保管期間の経過後、速やかに消去する。 ② 廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存する。 ③ 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば本市職員が現地調査する。 ④ 証明書コンビニ交付システムにおける措置 証明書コンビニ交付システムでは、最新情報のみを保管するようにシステムを制御しているため、消去された税情報は保有しない。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 ① 契約終了又は解除された後においても秘密保持すること。 ② 従事者に対して個人情報の保護に関する法律で定める罰則の教示を行うこと。 ③ 個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと。 ④ 本市の許可なき個人情報の複写及び持ち出しの禁止 ⑤ 目的外の使用と第三者への提供の禁止 ⑥ 個人情報の返還と廃棄に関すること。 ⑦ 事故発生時の速やかな報告 ⑧ 契約事項の違反による損害賠償の担保	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書において、本市の承諾を得ない再委託を禁止している。また、承諾を得た場合でも通常の委託業務と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>① 共通基盤システム(庁内連携システム)による情報の移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め、住民情報の変更データ等を随時自動で提供する仕組みを構築している。仕様で定めた以外の情報の抜き取りを各システムから行うことは不可能で、共通基盤システム(庁内連携システム)への提供ログはシステム内に自動で保管され、刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号(長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪)の公訴時効である7年分保存している。随時でデータの移転を行う際は、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、詳細を記録している。</p> <p>② 自動で移転を行うもの以外、つまり紙・電子媒体等による場合についても、自動で提供する仕組み同様に決裁行為をもって必要な許可の上に成立するものとし、その仕様・詳細について記録を残し、一定期間保存している。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>① 共通基盤システム(庁内連携システム)による情報の移転の仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認した上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経た上でやっている。</p> <p>② 特定個人情報の提供・移転については、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等の内容に基づき、ルールを定めている</p>	
その他の措置の内容	<p>① 入室権限を厳格に管理している情報システム室にサーバを設置し、情報の持ち出しを制限している。</p> <p>② 共通基盤システム(庁内連携システム)において、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に電子記録媒体の接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。</p> <p>③ 特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。</p> <p>④ 特定個人情報の提供を行う場合は、許可された電子記録媒体を使用し、ファイルの暗号化、パスワード設定を行い、持ち出しすることとしている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>① 移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め、仕様で定めた以外の情報の抜き取りを各システムから行うことは制限されており、各システムへの提供ログはシステム内に自動で保管され、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。</p> <p>② 随時でデータの移転を行う際は、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、詳細を記録している。媒体にて他課に移転する際は、パスワードの付与を行い、第三者への漏えいを防止している。</p> <p>③ 共通基盤システム(庁内連携システム)において、連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の移転を防止している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>① 情報の移転はほとんどが共通基盤システム(庁内連携システム)を介した自動によるものである。随時の作業については、記録媒体を依頼所管課の担当者に直接手渡すことにより誤移転を防いでいる。</p> <p>② システムごとにIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、定義したデータ種別・項目に限定して連携している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>① 情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>② 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
--------------	---	--	--

リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---------------------------------------	--

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>(2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---------------------------------------	--

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---------------------------------------	--

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 本市における措置 (1) 法令(番号法)の規定により認められる機関以外からの情報提供要求を受け付けないう、システムにより制御する。また、情報提供の記録(提供が認められなかった場合、その記録)を残す。 (2) 情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報漏えい・紛失することを防止する。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。(※) (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で消去することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 本市における措置 法令(番号法)の規定により認められる機関以外からの情報提供要求を受け付けないう、システムにより制御する。また、情報提供の記録(提供が認められなかった場合、その記録)を残す。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 本市における措置 情報の提供は、権限を有する者だけが処理の実行が可能な仕組みとなっている。また、提供の記録を逐一保存することで、不適切な方法で提供されることを防止する。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 (2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと各事務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 本市における措置 (1) 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 (2) 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 共通基盤システム(庁内連携システム)では、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2) 情報提供データベースの管理機能(※)により「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3) 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 本市における措置

本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。

2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置

(1) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置

(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

(2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

(3) 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみ行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p>1 本市における措置 宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>(1) サーバ設置場所 サーバを設置する情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードと生体認証等にて立入を制限の上、入退室管理システムにより24時間入退室を監視している。</p> <p>(2) 端末設置場所 ① 職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること又は情報システム管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。 ② 業務終了後は、パソコン等の端末を施錠できる場所へ保管し又は事務所に施錠することで、盗難を防止している。</p> <p>(3) 記録媒体・紙媒体の保管場所 ① 情報を記録した記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は情報システム管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所(施錠可能な事務所内倉庫や保管庫)へ保管している。 ② 遠隔地保管を行うバックアップ用LTOメディアは、情報システム管理部門が一括管理しており、所管課との受渡しは記録簿にて管理を行っている。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。</p> <p>3 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置 (1) 証明書発行サーバは、データセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。 (2) 停電時によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置と自家発電装置を設置している。 (3) 火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に新ガス系消火設備を備えている。 (4) データセンターは、震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。</p> <p>4 ガバメントクラウドにおける措置 (1) ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 (2) 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>1 本市における措置 宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 (1) ウイルス対策 ① 職員等は記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、本市が管理している記録媒体のみを利用している。 ② サーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ③ 不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 (2) 不正アクセス対策 ① 市税システム(個人住民税)、課税ファイリングシステム及び申告受付・国税データ取り込みシステムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。 ② 情報システム管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 (2) 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。</p> <p>3 証明書コンビニ交付システムにおける措置 (1) システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。 (2) 証明書発行サーバにウイルス等対策ソフトを常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を行っている。 (3) ファイアウォールを設置して、厳重な通信制御を行っている。 (4) 不正なアクセスがないか、定期的に通信ログを確認している。 (5) OSやミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用等のソフトウェアのアップデートを行う。 (6) データセンターへのデータ送信は、行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク(LGWAN回線)を使用し、送信するデータについても暗号化などのセキュリティ確保の措置が講じられている。</p> <p>4 ガバメントクラウドにおける措置 (1) 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 (2) 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 (3) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 (4) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (5) 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (6) ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 (7) 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 (8) 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>① 住民基本台帳情報と団体内統合宛名情報を共通基盤システムを介して、個人住民税課税対象者情報ファイルへ定期的に連携を行うことにより、本人情報が最新であることを担保している。</p> <p>② 申告等情報や税務調査結果に基づき、住民に対し賦課決定又は更正通知を行い、本人も確認しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>1 本市における措置</p> <p>① ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、外部事業者による物理的破壊又は専用ソフト等を利用した完全消去を実施する。</p> <p>② 市税システム(個人住民税)でのバッチ処理で作成されたバックアップデータのうち、保管期間の過ぎたバックアップは、システムにて自動判別し消去する。</p> <p>③ 紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>2 ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>1 本市における措置 担当部署において、評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年1回チェックを実施する。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>1 本市における措置 定期的に内部監査を実施し、個人情報保護に関する規定・体制の整備、安全管理措置及び安全管理措置の職員への周知・教育等の状況を確認し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>3 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>1 本市における措置</p> <p>① 職員に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティに関する知識習得や意識レベルの向上を目的とした研修を行う。</p> <p>② 違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p>③ 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育・研修の実施、個人情報の安全管理についての責任体制の整備、その他秘密保持に関する事項を記載し、遵守させる。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>① 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>② 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	
3. その他のリスク対策		
<p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市理財部市民税課 電話番号:028-632-2233
②請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求については、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。 ・ 訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、保有個人情報訂正請求書に必要事項を記入し、提出する。 ・ 利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、保有個人情報利用停止請求書に必要事項を記入し、提出する。
特記事項	市ホームページに開示請求の方法及び保有個人情報開示請求書を掲載している。
③手数料等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [有料] <選択肢> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 有料 2) 無料 </div> <p>(手数料額、納付方法: 手数料は不要。写しの交付を受ける場合、通常片面1枚につき10円。納付方法は、窓口の場合は現金、郵送の場合は現金又は為替による。)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [行っている] <選択肢> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 行っている 2) 行っていない </div>
個人情報ファイル名	個人市民税・県民税課税事務
公表場所	市ホームページ
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 理財部 市民税課 電話番号:028-632-2233
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問い合わせへの回答について、関係法令等に照らし、適切に回答する。 ・ 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応するとともに、再発防止策を検討する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント方式による意見募集を実施する。 ・実施に際しては、市ホームページ上で意見募集している旨を掲載する。 ・市ホームページ、税制課、地区市民センター等において、案の閲覧を行う。 ・意見は電子メール、FAX、郵送、持参にて受け付ける。
②実施日・期間	令和7年2月1日～令和7年3月2日(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年3月11日
②方法	宇都宮市個人情報保護運営審議会
③結果	意見なし
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	記載なし	「⑥証明書発行連携機能 異動情報を証明書コンビニ交付システムへ送信する。」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	庁内連携システム、宛名システム等との接続との接続あり	庁内連携システム、宛名システム等、その他(証明書コンビニ交付システム)との接続あり	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	記載なし	システム7に証明書コンビニ交付システムを追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	別添1 事務の内容	記載なし	事務内容の図に証明書コンビニ交付システムとの連携を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	3件	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	委託事項3に証明書コンビニ交付システムのサービス利用を追加	事前	重要な変更
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	記載なし	「4 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置」を追記	事前	重要な変更
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	記載なし	「3 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	「26 証明書コンビニ交付システム 1 既存税システムの一部情報の副本」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)個人住民税課税ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	記載なし	「④ 証明書コンビニ交付システムに係わる委託においては、本市の許可なく更新ができない。」を追記	事前	重要な変更
平成28年11月7日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)個人住民税課税ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール 内容及びルール遵守の確認方法	記載なし	「④ 証明書コンビニ交付システムにおける措置」を追記	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)個人住民税課税ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	記載なし	「3 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置」を追記	事前	重要な変更
平成28年11月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)個人住民税課税ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	「3 証明書コンビニ交付システムにおける措置」を追記	事前	重要な変更
平成28年11月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8	記載なし	システム8に「課税ファイリングシステム」を追加	事前	重要な変更
平成29年2月6日	(別添1)事務の内容	記載なし	事務内容の図に、「課税ファイリングシステムとの関連図」を追加	事前	重要な変更
平成29年2月6日	(別添1)事務の内容	記載なし	事務内容の図に、「印刷及び封入封緘委託先事業者との関連図」を追加	事前	重要な変更
平成29年2月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	3件	5件	事前	重要な変更
平成29年2月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4	記載なし	委託事項4に「課税ファイリングシステムの保守業務」を追加	事前	重要な変更
平成29年2月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5	記載なし	委託事項5に「特別徴収税額決定通知書等の印刷及び封入封緘業務」を追加	事前	重要な変更
平成29年2月6日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	27「課税ファイリングシステムレコード」を追加	事前	重要な変更
平成29年2月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(2)不正アクセス対策 ①税オンラインシステム(個人住民税)は、外部のインターネットと物理的に接続していない。	①の項目に「課税ファイリングシステム」を追加	事前	重要な変更
平成29年6月22日	(別添1)事務の内容	記載なし	事務内容の図に、「住民基本台帳ネットワークシステム」を追加	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 市村 昌宏	市民税課長 町田 勝男	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供・移転の有無	提供を行っている(56件)	提供を行っている(60件)	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供先3	記載なし	提供先3に「市町村長」を追加	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供先4	記載なし	提供先4に「特別徴収義務者(給与支払者)」を追加	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供先5	記載なし	提供先5に「特別徴収義務者(公的年金等年金支払者)」を追加	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供移転先「1, 2, 3, 5, 7, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 23, 24, 25」 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	削除	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号, 別表第二7の項	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号, 別表第二1の項	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号, 別表第二10の項	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供移転先12 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号, 別表第二12の項	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供移転先22 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号, 別表第二1の項	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手リスク1:目的外の入手が行われるリスク 1住民からの入手(3)	資料の紛失等回避のため, 回送の履歴としてコピーを保管する。	資料の紛失等回避のため, 回送の履歴としてイメージファイリングシステムで画像資料を残している。	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手リスク1:目的外の入手が行われるリスク 2eLTA・国税連携システムからの入手	資料の紛失等回避のため, 回送の履歴をシステム内に記録するとともに, 紙に出力して保管する。	資料の紛失等回避のため, 回送の履歴をシステム内に記録するとともに, イメージファイリングシステムで画像資料を残している。	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	②特定個人情報の提供・移転に係るルール(規程類)の詳細については, 今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。	②特定個人情報の提供・移転については, 宇都宮市個人情報保護条例の内容に基づき, ルールを定めている。	事後	重要な変更項目でないため
平成29年10月20日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3:eLTA・国税連携システム ②システムの機能	記載なし	「⑦ データ引継(確定申告書)機能」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年10月20日	別添1 事務の内容	記載なし	事務内容の図に「扶養は正情報提供」を追記	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月20日	別添1 事務の内容	記載なし	事務内容の図に「データ引継機能」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年10月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供先2 ⑥提供方法	記載なし	提供方法に「その他(LGWAN)」を追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年10月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供先2 ⑦時期・頻度	記載なし	「扶養是正情報(年1回)」を追記	事後	重要な変更項目でないため
平成29年10月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供先2 ⑦時期・頻度	記載なし	「確定申告書を收受した都度(申告受付期間に限る)」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年6月15日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	市民税課長 町田 勝男	市民税課長	事後	重要な変更項目でないため 特定個人情報保護評価書の様式変更
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	税オンラインシステム(個人住民税)	市税システム(個人住民税)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	税オンラインシステム(個人住民税)は、個人住民税を賦課・更正する根本となるシステムであり、他のシステムへ連携する所得等を含め個人住民税の特定個人情報を全て保有・管理する。	市税システム(個人住民税)は、個人住民税を賦課・更正する根本となるシステムであり、他のシステムへ連携する所得等を含め個人住民税の特定個人情報を全て保有・管理する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	税共通宛名システム税	税宛名管理システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 2住登外者の登録・更新機能	住登外者の宛名情報を登録・更新する。	共通基盤システムから住登外者の住所、氏名、生年月日、性別、異動事由等を取得し、市税システムの宛名情報を更新する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 3住基連携機能	住民基本台帳オンラインシステムの異動情報から課税対象者等の住所、氏名、生年月日、性別、異動事由等を取得し、税オンラインシステムの宛名情報を更新する。	住民基本台帳オンラインシステムの異動情報から課税対象者等の住所、氏名、生年月日、性別、異動事由等を取得し、市税システムの宛名情報を更新する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	記載なし	4 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②他のシステムとの接続	[] 税務システム	[○] 税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	記載なし	「申告受付・国税データ取り込みシステム」を追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1 番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠	(1, 2, 3, 4, 6, 8, 10, 15, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117の項)	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の図	税オンラインシステム	市税システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の図	税共通宛名システム	税宛名管理システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の図	記載なし	「申告受付・国税データ取り込みシステム」を追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の図	各事務システム(住基・福祉等)から税共通宛名システムへの情報の流れの矢印	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の図	税共通宛名システムから共通基盤システム(庁内連携システム)への情報流れの矢印	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	① 各事務システムから住民基本台帳情報や生活保護情報等を取得して税共通宛名システムに格納する。また、住基システムの情報を共通基盤システム(庁内連携システム)に格納する。	① 住民基本台帳システムの情報を共通基盤システム(庁内連携システム)に格納する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	② 住登外課税者は、税共通宛名システムで該当者情報を作成し、共通基盤システム(庁内連携システム)を介して団体内統合宛名システムで個人番号を取得して税共通宛名システムに格納する。	② 住民基本台帳情報及び共通基盤システムで登録・更新した住登外者の情報を格納する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	③ 税共通宛名システムの情報を元に、税オンラインシステム(個人住民税)に対象者情報を作成する。	③ 税宛名管理システムの情報を元に、市税システム(個人住民税)に対象者情報を作成する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	⑯ 印刷及び封入封緘委託先事業者へ特別徴収税額決定通知書情報を提供する。 ⑰ 印刷及び封入封緘委託先事業者より特別徴収税額決定通知書を受領し、提供データを返却させる。	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	⑱	⑱	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	⑲ ⑱で照会した結果データを受領する。	⑲ ⑱で照会した結果データを受領する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	⑳	⑳	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	㉑	㉑	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]個人番号対応符号 [○]生活保護・社会福祉関係情報	[]個人番号対応符号 []生活保護・社会福祉関係情報	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	② 個人番号対応符号:納税義務者を正確に特定するため。 ⑨ 生活保護・社会福祉関係情報:個人住民税の非課税判定のため。	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	③	②	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	④	③	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	⑤	④	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	⑥	⑤	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	⑦	⑥	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	⑧	⑦	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	⑩	⑧	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	1 個人基本レコード、2 資料レコード、3 賦課レコード、4 月別レコード、5 期別レコード、6 事業所基本レコード、従業員レコード、8 年金特徴期別レコード、9 年金特徴対象者レコード、10 納税者ID管理レコード、11 過年度レコード、12 個人宛名レコード、13 個人送付先レコード、14 連絡先レコード、15 特定宛先レコード、16 関連宛名レコード、17 世帯関連レコード、18 口座宛名レコード、19 口座レコード、20 口座履歴レコード、21 収納宛名レコード、22 収納レコード、23 個人番号宛名レコード、24 個人番号ログレコード、25 中間サーバ格納レコード、26 証明書コンビニ交付システム、27 課税ファイリングシステムレコード	1 課税対象者情報レコード、2 課税資料レコード、3 課税台帳情報レコード、4 中間サーバ格納レコード、5 証明書コンビニ交付システム、6 課税ファイリングシステムレコード、7 申告受付・国税データ取り込みシステムレコード	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 〔O〕評価実施機関内の他部署	(市民まちづくり部 市民課、保健福祉部 生活福祉第1課、保健福祉部 生活福祉第2課)	(市民まちづくり部 市民課)	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	3 生活保護・社会福祉関係情報は、年次切替時(1月)に入手し、他調査の必要性が生じた際に都度入手 4 公的年金からの特別徴収に係る情報について、対象者情報は5月、特徴依頼結果は9月、徴収結果及び停止結果は毎月入手	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	5 4情報は住民基本台帳に異動が生じた際に都度入手	3 4情報は住民基本台帳に異動が生じた際に都度入手	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	2 生活保護・社会福祉関係情報は、個人住民税の非課税判定のため、必要に応じて都度入手する。 3 公的年金からの特別徴収に係る情報は、総務省の定める事務処理要領に定められた時期、方法による。	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	4 4情報に変更があった場合は、賦課判定、宛名管理に必要なため都度入手する。	2 4情報に変更があった場合は、賦課判定、宛名管理に必要なため都度入手する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(5)件	(4)件	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	税オンラインシステム(個人住民税)修正業務	宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	基幹系システム開発業者	日本電気株式会社 宇都宮支店	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	当初賦課決定における税オンラインシステム(個人住民税)への申告等情報の入力事務	当初賦課決定における市税システム(個人住民税)への申告等情報の入力事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社関東電算センター、株式会社ケーシーデータワークス栃木支店、株式会社データサービス	平成32年中に委託先決定予定。決定次第速やかに公表する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社 リオス	平成31年中に委託先決定予定。決定次第速やかに公表する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	特別徴収税額決定通知書等の印刷及び封入封緘業務	削除	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7	記載なし	提供先7に教育委員会事務局 学校管理課を追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 1 本市における措置	(3) 税オンラインシステム(個人住民税)内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。	(3) 市税システム(個人住民税)内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	① 各システムにおいて権限の管理を行っており、税オンラインシステム(個人住民税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないように制御している。 ② 特定個人情報の連携については、情報提供ネットワークシステムへの地方税関係情報を照会する場合の処理に限定する。また、税オンラインシステム(個人住民税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。	① 各システムにおいて権限の管理を行っており、市税システム(個人住民税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないように制御している。 ② 特定個人情報の連携については、情報提供ネットワークシステムへの地方税関係情報を照会する場合の処理に限定する。また、市税システム(個人住民税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 1 ユーザの認証方法 ① 業務端末から税オンラインシステム(個人住民税)を利用する際、磁気カード(ユーザIDを記録したカード)による識別とパスワードによる認証を行い、認証後は利用機能の認可機能により、システム上で利用可能な機能を制限することで、利用を許可された者以外の不正利用が行えないよう制限している。 ② システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ③ 認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 1 ユーザの認証方法 ① 業務端末から市税システム(個人住民税)を利用する際、ユーザID(職員番号)と生体認証(指静脈)による二要素認証を行い、認証後は利用機能の認可機能により、システム上で利用可能な機能を制限することで、利用を許可された者以外の不正利用が行えないよう制限している。 ② システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 2 なりませんが行われなかったための対策 生体認証(指静脈)により、システムへログインすることによりなりましによる利用を完全に排除している。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	① 業務上で必要なファイルの複製は情報システム室以外での操作ができないようにシステム上制御している。	① 業務上で必要なファイルの複製は、持出制御操作ができないようシステム上制御している。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報保護ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	① スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。	① 一定時間操作がない場合、端末にロックがかかり、再度認証を行わなければ画面表示、操作を不可とすることで、長時間にわたる本人確認情報を表示させない。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報保護ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	③ 大量のデータ出力は、情報システム室での操作に限定している。	削除	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	④ 業務端末での、電子記録媒体等への書き込みを禁止している。	④ 特定個人情報の提供を行う場合は、許可された電子記録媒体を使用し、ファイルの暗号化、パスワード設定を行い、持ち出すこととしている。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容 (2)不正アクセス対策	① 税オンラインシステム(個人住民税)及び課税ファイリングシステムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。	① 市税システム(個人住民税)、課税ファイリングシステム及び申告受付・国税データ取り込みシステムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定情報が古い情報のまま保管されるリスク リスクに対する措置の内容	① 住民基本台帳システムと個人住民税課税ファイルの連携を定期的に行うことにより、本人情報が最新であることを担保している。	① 住民基本台帳情報と団体内統合宛名情報を共通基盤システムを介して、個人住民税課税対象者情報ファイルへ定期的に連携を行うことにより、本人情報が最新であることを担保している。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	② 税オンラインシステム(個人住民税)でのバッチ処理で作成されたバックアップデータのうち、保管期間の過ぎたバックアップは、システムにて自動判別し消去する。	② 市税システム(個人住民税)でのバッチ処理で作成されたバックアップデータのうち、保管期間の過ぎたバックアップは、システムにて自動判別し消去する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	<p>地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータ及び所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)をeLTAXを通じて税務署や一般社団法人地方税電子化協議会、各地方公共団体等の関係団体と送受信する。本市では、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送等を行っている。</p> <p>① 給与支払報告書や公的年金等支払報告書、確定申告データ(e-TAX及びKSKデータ)のダウンロード機能 給与支払報告書や公的年金等支払報告書、確定申告データ(e-TAX及びKSKデータ)をダウンロードする。 ② 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換を行う。 ③ 特別徴収税額通知データの送信機能 特別徴収税額通知データを送信する。 ④ 申告データ審査・照会機能 申告データの審査・照会を行う。 ⑤ 申請・届出データ審査・照会機能 申請・届出データの審査・照会を行う。 ⑥ 団体間回送機能 データの団体間の回送を行う。 ⑦ データ引継(確定申告書)機能 收受したe-Tax確定申告書を国税庁へ送信する。 ⑧ 扶養是正等情報の送信機能 扶養是正等の情報を国税庁へ送信する。</p>	<p>地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータ及び所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)をeLTAXを通じて税務署や地方税共同機構、各地方公共団体等の関係団体と送受信する。本市では、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送等を行っている。</p> <p>① 給与支払報告書や公的年金等支払報告書、確定申告データ(e-TAX及びKSKデータ)のダウンロード機能 給与支払報告書や公的年金等支払報告書、確定申告データ(e-TAX及びKSKデータ)をダウンロードする。 ② 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換を行う。 ③ 特別徴収税額通知データの送信機能 特別徴収税額通知データを送信する。 ④ 申告データ審査・照会機能 申告データの審査・照会を行う。 ⑤ 申請・届出データ審査・照会機能 申請・届出データの審査・照会を行う。 ⑥ 団体間回送機能 データの団体間の回送を行う。 ⑦ データ引継(確定申告書)機能 收受したe-Tax確定申告書を国税庁へ送信する。 ⑧ 扶養是正等情報の送信機能 扶養是正等の情報を国税庁へ送信する。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称	記載なし	市税システム(収納管理)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	記載なし	<p>市税システム(収納管理)は、徴収及び滞納整理の根幹となるシステムであり、市税の収納及び滞納処分情報等を一元的に管理する。</p> <p>① 収納状況照会機能 納税義務者、税目、年度毎の納付状況を照会する。 ② 消込機能 各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ③ 還付充当処理機能 納付額に対する過誤納が発生した場合にその還付、充当処理を行う。 ④ 督促機能 対象者を抽出し督促状を出力する。 ⑤ 決算処理機能 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。 ⑥ 処分状況照会機能 納税義務者、税目、年度毎の滞納処分状況を照会する。 ⑦ 納付書等発行機能 収納状況に基づき、再発行納付書、納税証明書を発行する。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他	[○] 庁内連携システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他(滞納整理支援システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・ 第9条第1項 別表第一の16の項 ・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・ 第9条第1項 別表の24の項 ・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月11日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項) 2 番号法第19条第7号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠 別紙1参照 (※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 3 番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	1 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項(別紙1参照) 2 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	別添1 事務の内容	記載なし	事務内容の図に「市民税・県民税申告の電子申告」を追記	事前	重要な変更
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]障害者福祉関係情報	[○]障害者福祉関係情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	① 個人番号: 納税義務者を正確に特定するため。 ② その他識別情報(内部番号): 納税義務者を正確に特定するため。 ③ 4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所): 納税義務者を正確に特定するため。 ④ 連絡先(電話番号等): 本人への連絡などに使用するため。 ⑤ その他住民票関係情報: 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。 ⑥ 国税関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑦ 地方税情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑧ 生活保護・社会福祉関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑨ 年金関係情報: 年金からの特別徴収税額を決定するため。	① 個人番号: 納税義務者を正確に特定するため。 ② その他識別情報(内部番号): 納税義務者を正確に特定するため。 ③ 4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所): 納税義務者を正確に特定するため。 ④ 連絡先(電話番号等): 本人への連絡などに使用するため。 ⑤ その他住民票関係情報: 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。 ⑥ 国税関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑦ 地方税関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑧ 生活保護・社会福祉関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑨ 障害者福祉関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑩ 年金関係情報: 年金からの特別徴収税額を決定するため。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(市役所の入退室管理された情報システム室内にて、システムを直接操作する。)	[○]その他(入退室管理された市役所の情報システム室内にて、システムを直接操作する。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる各事務(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	地方税関係情報に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法第19条第8号に基づく主務省令における地方税関係情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ③提供する情報	地方税関係情報に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法第19条第8号に基づく主務省令における地方税関係情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ③提供する情報	宇都宮市で課税しない者に係る給与支払報告書、公的年金支払書、申告書、地方税法第294条3項に基づく通知	本市で課税しない者に係る給与支払報告書・公的年金支払書・申告書、地方税法第294条第3項に基づく通知	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	宇都宮市で課税しない者、宇都宮市で住登録外課税する者	本市で課税しない者、本市で住民登録外課税する者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠	学校教育法第19条、宇都宮市個人番号の利用に関する条例第3条別表第三1の項、宇都宮市就学援助費交付規則、宇都宮市就学援助費事務処理要綱	学校教育法第19条、宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第3の1の項、宇都宮市就学援助費交付規則、宇都宮市就学援助費事務処理要綱	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	子ども部 子ども家庭課	子ども部 子ども政策課・子ども支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7の項	番号法第9条第1項 別表8の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項	番号法第9条第1項 別表9の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3	子ども部 子ども家庭課	子ども部 子ども支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の9の項	番号法第9条第1項 別表10の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の9の項、宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表第二7の項	番号法第9条第1項 別表14の項、宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表2の15の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の12の項	番号法第9条第1項 別表21の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項、宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表第二1の項	番号法第9条第1項 別表23の項、宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表2の3の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8	建設部 住宅課	都市整備部 住宅政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項、宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表第二10の項	番号法第9条第1項 別表27の項、宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表2の18の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表44の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	番号法第9条第1項 別表46の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の34の項	番号法第9条第1項 別表51の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12	建設部 住宅課	都市整備部 住宅政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項、宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表第二20の項	番号法第9条第1項 別表52の項、宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表2の20の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13	子ども部 子ども家庭課	子ども部 子ども政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37の項	番号法第9条第1項 別表56の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の41の項	番号法第9条第1項 別表61の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先15	子ども部 子ども家庭課	子ども部 子ども政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先15 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の43の項	番号法第9条第1項 別表63の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先15 ②移転先における用途	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第128号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先15 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で、母子寡婦福祉資金申請を提出した本人及び同世帯の家族	市域内の住民(住基法第6条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で、母子父子寡婦福祉資金申請を提出した本人及び同世帯の家族	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先16	子ども部 子ども家庭課	子ども部 子ども政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先16 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の45の項	番号法第9条第1項 別表65の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先16 ②移転先における用途	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第128号)による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先17	子ども部 子ども家庭課	子ども部 子ども政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先17 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46の項	番号法第9条第1項 別表66の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18	福祉部 障がい福祉課・子ども部 子ども家庭課	福祉部 障がい福祉課・子ども部 子ども政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の47の項	番号法第9条第1項 別表67の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19	子ども部 子ども家庭課	子ども部 子ども支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の40の項	番号法第9条第1項 別表70の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20	子ども部 子ども家庭課	子ども部 子ども支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項	番号法第9条第1項 別表81の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先21 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項	番号法第9条第1項 別表85の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先22 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の63の項、宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表第二1の項	番号法第9条第1項 別表95の項、宇都宮市個人番号の利用等に関する条例第2条第2項 別表2の26の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先23 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	番号法第9条第1項 別表100の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先24 ①法令上の根拠	保健福祉部 障がい福祉課・子ども部 子ども家庭課	保健福祉部 障がい福祉課・子ども部 子ども支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先24 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項	番号法第9条第1項 別表117の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先25 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項	番号法第9条第1項 別表127の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	記載なし	5. ガバメントクラウドにおける措置 (1) サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (2) 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	記載なし	4. ガバメントクラウドにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 (2) クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 (3) 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更
令和7年4月11日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目 2 課税資料レコード	老人・寡婦・勤労学生区分	老人・寡婦・ひとり親・勤労学生区分	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月11日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目 2 課税資料レコード	記載なし	89 業務雑所得 106 雑収入(業務) 147 寄附金支払(申告特例) 159 ひとり親控除 198 所得金額調整控除額1項 199 所得金額調整控除額2項 200 特定支出の額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年4月11日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目 3 課税台帳情報レコード	老人・寡婦・勤労学生区分	老人・寡婦・ひとり親・勤労学生区分	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年4月11日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目 3 課税台帳情報レコード	記載なし	39 森林環境税額 100 業務雑所得 117 雑収入(業務) 158 寄附金支払(申告特例) 170 ひとり親控除 209 所得金額調整控除額1項 210 所得金額調整控除額2項 211 特定支出の額 212 寄附金税額控除額 213 定額減税額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年4月11日	別紙1	番号法第19条第7号別表第二に定める事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる各事務一覧	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3: 従事者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	2 違反行為を行った職員に対する措置 違反行為を行った者に対して、個人情報の保護に関する法律第8章(罰則)規定及びその違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。	2 違反行為を行った職員に対する措置 違反行為を行った者に対して、宇都宮市個人情報保護法施行条例第6章(罰則)規定及びその違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。	事後	重要な変更にとらならない(法令等の改正による)
令和7年4月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	④ 証明書コンビニ交付システムに係る委託においては、本市の許可なく更新ができない。	④ 委託先による閲覧・更新は、本市の許可なく行うことはできない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報の取扱いについて、宇都宮市個人情報保護法施行条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。	個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他個人情報の保護に関する法令等に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。	事後	重要な変更にとらならない(法令等の改正による)
令和7年4月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報の取扱いについて、宇都宮市個人情報保護法施行条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。	個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他個人情報の保護に関する法令等に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	個人情報の取扱いについては、宇都宮市個人情報保護法施行条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 ① 契約終了又は解除された後においても秘密保持すること。 ② 従事者に対して宇都宮市個人情報保護法施行条例で定める罰則の教示を行うこと。 ③ 個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと。 ④ 本市の許可なき個人情報の複写及び持ち出しの禁止 ⑤ 目的外の使用と第三者への提供の禁止 ⑥ 個人情報の返還と廃棄に関すること。 ⑦ 事故発生時の速やかな報告 ⑧ 契約事項の違反による損害賠償の担保	個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 ① 契約終了又は解除された後においても秘密保持すること。 ② 従事者に対して個人情報の保護に関する法律で定める罰則の教示を行うこと。 ③ 個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと。 ④ 本市の許可なき個人情報の複写及び持ち出しの禁止 ⑤ 目的外の使用と第三者への提供の禁止 ⑥ 個人情報の返還と廃棄に関すること。 ⑦ 事故発生時の速やかな報告 ⑧ 契約事項の違反による損害賠償の担保	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	② 特定個人情報の提供・移転については、宇都宮市個人情報保護法施行条例の内容に基づき、ルールを定めている	② 特定個人情報の提供・移転については、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等の内容に基づき、ルールを定めている	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、	(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 特定個人情報の使用 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 特定個人情報の使用 リスク3: 入手した特定個人情報に不正な情報が入り込むリスク リスクに対する措置の内容	中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	記載なし	4 ガバメントクラウドにおける措置 (1) ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認められた者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 (2) 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和7年4月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	4 ガバメントクラウドにおける措置 (1) 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 (2) 地方公共団体が委託したASP(地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】)(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 (3) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 (4) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (5) 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (6) ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 (7) 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 (8) 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年4月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	2 ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月11日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	記載なし	3. ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更
令和7年4月11日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和7年4月11日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	・開示請求については、宇都宮市個人情報保護条例第14条第1項の規定にもとづき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。 ・訂正・利用停止請求については、宇都宮市個人情報保護条例第23条第1項の規定にもとづき、個人情報訂正等請求書に必要事項を記入し、提出する。	・開示請求については、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。 ・訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、保有個人情報訂正請求書に必要事項を記入し、提出する。 ・利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、保有個人情報利用停止請求書に必要事項を記入し、提出する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法 特記事項	個人情報開示請求書	保有個人情報開示請求書	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	記載なし	個人市民税・県民税課税事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	記載なし	市ホームページ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない